

平成22年 8月23日制定
平成29年10月31日改正
令和 2年 2月14日改正
令和 3年 3月25日改正

東京港西航路における水域利用調整ガイドライン

東京都港湾局東京港管理事務所
(とうきょうポータルラジオ)

1. 水域利用調整の概念

1-1 目的

東京西航路に接続する水域利用の効率化と船舶航行の安全に資することを目的とする。

1-2 共通事項

- (1) 船舶の運航スケジュール等の変更が生じた場合は、前日は「東京湾海上交通センター」、当日は「とうきょうポータルラジオ(※1)」に速やかに連絡する。
- (2) 「とうきょうポータルラジオ」は水域利用調整にあたり関係者間で連携を保ちながら、航行船舶の状態と港内状況に即したリアルタイムで臨機応変の運用を実施する。
(※1) 「とうきょうポータルラジオ」の運営受託者：株式会社東洋信号通信社

1-3 調整対象船舶

管制船及び管制対象船を対象とする。

- (1) 管制船
LOA 300m 以上(油送船 5,000 総トン以上)
- (2) 管制対象船
LOA 100m 以上

必要に応じて管制対象船未満の船舶に対しても調整を実施する。

2. 水域利用調整に係る運航スケジュールの通報等

2-1 運航スケジュールの事前通報

(1) 代理店

代理店は、前日正午までに、調整対象船舶の東京港西航路の事前通報を東京湾海上交通センターに通報

(2) 東京湾海上交通センター

- ① 代理店より事前通報受付
- ② 「入出航予定情報」をホームページに掲載
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/kansei/index.html>)
- ③ ホームページの「入出航予定船舶情報」はリアルタイムで更新
- ④ 翌日の管制計画一覧表をとうきょうポータルラジオに通報

2-2 運航スケジュールの変更

東京西航路の入出航事前通報に関する変更通報とその扱い

(1) 代理店

東京海上保安部ホームページの「入出航予定情報」を参考のうえ、

- ① 前日の入出航の変更通報は、東京湾海上交通センターに通報
- ② 当日の入出航の変更通報は、とうきょうポータルラジオに通報

(2) 東京湾海上交通センター

- ① 前日の入出航の変更通報を代理店から受付
- ② 当日の入出航の変更通報をとうきょうポータルラジオから受付
- ③ 変更後(①、②)の確定時刻をホームページの「入出航予定情報」欄で更新
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/kansei/index.html>)

(3) とうきょうポータルラジオ

- ① 当日の変更通報を代理店又は本船(※2)から受付
- ② ①の変更申請に従い、次の関係先(以下「調整関係先」という)と調整
 - 1) 東京湾海上交通センター
 - 2) パイロット (東京湾水先区水先人会)
 - 3) タグボート (東京タグセンター)
 - 4) 係離船業者 (東京シップサービス)
- ③ ②の調整が整った後、変更時刻を東京湾海上交通センターに通報(※3)

(※2) とうきょうポータルラジオは、代理店からの変更通報の他に、リアルな本船の動静把握に努め、それを基に入出航の変更と関係者との調整も行う。本船との直接交信により変更が生じた場合はもとより、AIS等により明らかに前日の運航予定と相違があると判断出来る場合は、代理店に連絡し前広な調整に努める。

(※3) とうきょうポータルラジオは、入航船と出航船の競合が生じる場合は競合しない時間帯を代理店に提示、東京湾海上交通センターの受理を以って変更する。受理された変更時刻は調整関係先へFAXにより文書で確認する。

3. 水域利用調整の調整内容

とうきょうポトラジオは、水域利用調整を行うにあたって、調整関係先と連携を保ち、水域内の運航船舶のリアルな動静の状況に即した臨機応変の調整を行う。そのツールとして、国際VHF無線電話、AIS、レーダー、ITVを活用する。

3-1 基本的なルール

- (1) 運航スケジュールの変更によって他船と競合するおそれが生じる場合にあっては、運航スケジュールを変更した船の側が調整する。
- (2) 離岸予定の船舶が、通航船舶と競合（回頭水域と通航水域の関係等）する場合は、離岸予定の船舶が運航調整（待機）を行う。
- (3) 入港船と出港船の競合は、出港船側を優先する。
- (4) 入港船同士又は出港船同士が競合する場合は、原則として、入港船は港奥部のバースに着岸する船舶から順次入港させ、出港船は航路に近いバースを離岸する船から順次出港する。
- (5) 管制船の変更は、原則として、時間帯基準に基づくものとする。
- (6) 船舶間の調整は以下のとおりとする。
 - ① 両船舶ともパイロットが乗船：パイロット間で連絡し調整を行う。
 - ② パイロットが乗船した船舶と乗船していない船舶間：パイロットと船長間、又は、とうきょうポトラジオを介して連絡し調整を行う。
 - ③ 両船舶ともパイロットが乗船していない：ルールに基づきとうきょうポトラジオで調整を行う。

3-2 水域利用調整に関する情報提供

3-1における基本的なルールを確実に実施するため、入出航船舶に対し以下のタイミングで情報提供を行う。

3-2-1 入航約3時間前通報から30分前通報まで

東京西航路イン約3時間前に本船の航路イン時刻を確認、次の情報を提供する。

(1) 管制船

- ① 前日の管制計画の時間帯基準どおりであり、基本的なルールにも合致している場合、直入航可の情報提供
- ② 管制計画と相違がある場合および基本的なルールに齟齬が生じた場合、2-2(3)の手順で調整後、本船に変更情報を提供

(2) 管制対象船

- ① 管制船との行き合い関係および基本的なルールを確認
- ② 管制船との行き合い関係が発生しない場合および基本的なルールにも合致している場合、直入航可の情報提供

- ③ 管制船との行き合い関係が発生する場合および基本的なルールに齟齬が生じた場合、2-2（3）の手順で調整後、本船に変更情報を提供

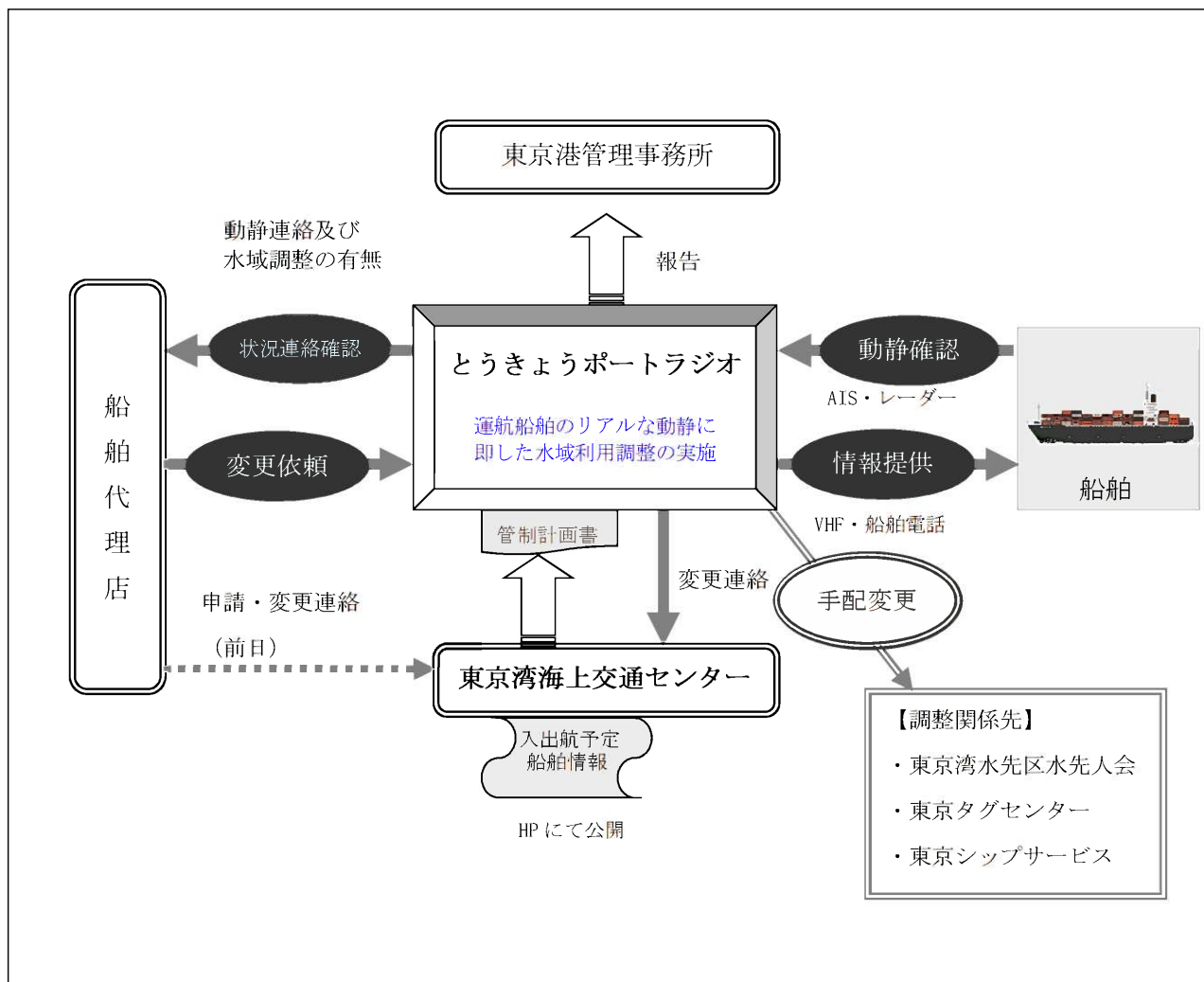
3-2-2 入出航 30 分前通報とそれ以降

- （1）本船等から、とうきょうポ^②ートラジオに、西航路イン 30 分前、運航開始（離岸開始）30 分前通報があった場合、東京湾海上交通センターへ通報
- （2）東京湾海上交通センターと緊密な連携を保ちながら、港内における他の入出航船舶のリアルタイムな動静を基に、臨機応変に必要な情報提供を実施

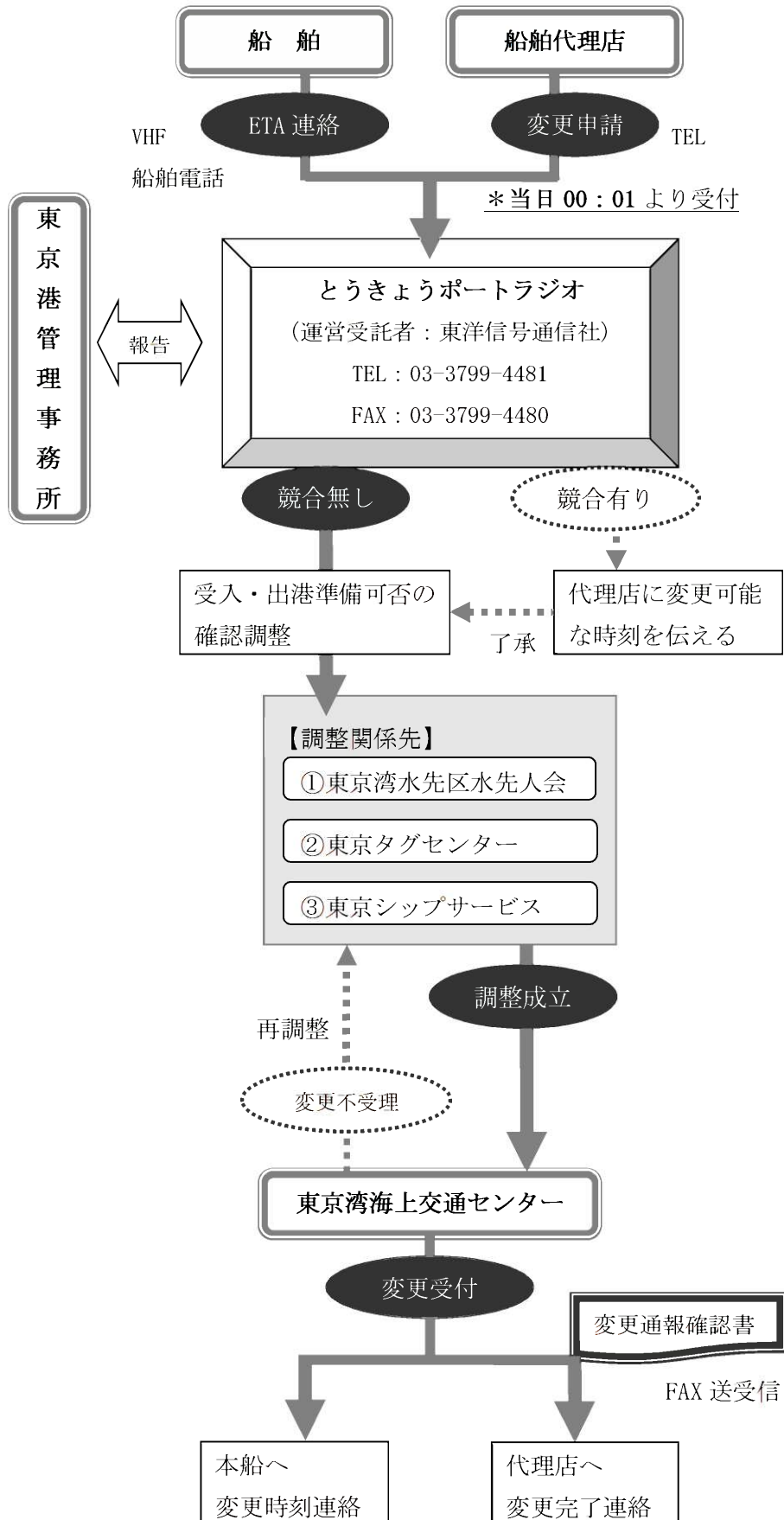
4. その他

- （1）本調整手順および調整内容で対応出来ないケースについては、東京港管理事務所（とうきょうポ^②ートラジオ）、東京湾海上交通センター及び他調整関係先と連携をとり対処する。
- （2）本ガイドラインについては、平成 22 年 10 月 1 日から運用を開始する。

《 水域利用調整の概念図 》

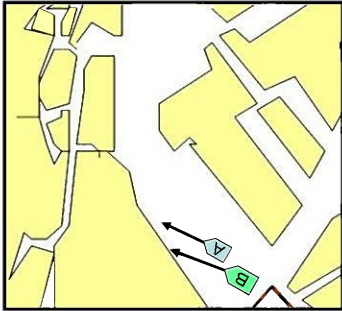


《 東京西航路における手配変更の手順 》



《 運航予定前日及び当日の調整例（とうきょうポートラジオによる情報提供等） 》

(1) 隣接するバースへの同時離着岸

隣接するバースへの同時離着岸	
【イメージ図】 	【調整内容】 (前日) ・港奥部を利用する船舶が優先着岸するよう調整 ・航路に近いバースの船舶が優先離岸するよう調整 ・離岸・着岸が競合する場合は、離岸する船舶が優先するよう調整 (当日) ・スケジュールを変更する船は、競合を回避するよう調整 ・船舶間調整 ・上記調整によっても見合い関係が発生しそうな場合 ポートラジオ(東京湾海上交通センター)から両船に 情報提供し注意喚起
【対応機関】 (前日) 船社・代理店(大井・青海・品川・中防各グループ) ・東京湾海上交通センター・港湾管理者(ポートラジオ) (当日) 船社・代理店(大井・青海・品川・中防各グループ) ・東京湾海上交通センター・港湾管理者(ポートラジオ) ・水先人・船舶	【役割】 (前日) 各社が通報した運航予定を東京港内交通管制室(※)が集約し、管制計画を作成して、HPに掲載。 HPの情報を基に、グループ内で必要に応じ自主調整。 調整結果は再度東京湾海上交通センターへ通報。 (当日) 左記関係者間で情報を共有し、調整。

①同時着岸の場合

- 原則として、山越着岸を避けるために港奥部の船舶から順に（1～2 分の差をつけて）東京西航路に入るよう情報提供を行う。
- 但し、競合する船舶同士の船間距離、出船付け、タグボートの有無等も考慮し、必ずしも港奥部からの原則によらない場合もある。

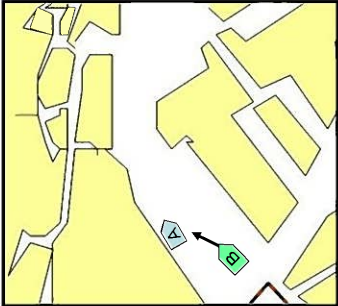
②同時離岸の場合

- 原則として、航路に近い船舶を優先に離岸するよう情報提供を行う。
- 出港船が出船付けの場合や、競合船を山越で出港しても十分な安全が保たれると判断した場合は、原則によらない場合もある。
- 競合出港船のタグボートの有無、着岸時のアンカー使用の有無、気象状況等によっても原則によらない場合がある（離岸調整の場合は網放し業者と連携）。

③離岸・着岸が競合する場合

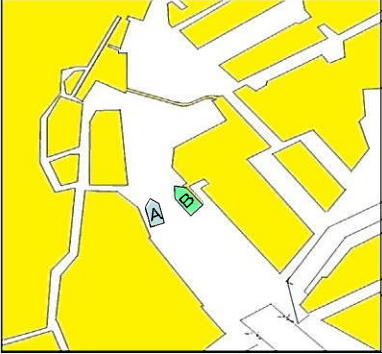
- 離岸船がすでに離岸している場合は、回頭を終了し航行体制に入るまで、着岸船が離岸船のバース前を通過させないよう調整する。
- 着岸船が東京西航路 7-8 番ブイを通過後の場合は、離岸船のバース前を通過後に離岸させるよう調整する。
- 着岸船がすでにバース前で着岸体制に入っている場合は、着岸船が着岸後に離岸する（網放し業者と連携）。

(2) バース着岸中の船舶と当該バースに着岸しようとする船舶の競合

バースに着岸中の船舶(A船)と当該バースに着岸しようとする船舶(B船)の競合	
【イメージ図】 	【調整内容】 (当日) ・船舶間調整 ・着岸しようとする船舶が、航路内や泊地内で待機しないよう、ポートルジオ(東京湾海上交通センター)から両船に情報提供し注意喚起(入航しないよう待機指示)。
【対応機関】 (当日) 船社・代理店・東京湾海上交通センター ・港湾管理者(ポートルジオ)・水先人・船舶	【役割】 (当日) 調整が必要な場合、ポートルジオが順番を調整し、左記関係者に情報提供。以後情報共有し、調整。

- ① 出港船(A)が離岸し回頭終了後、航行体制に入ったことを確認した後、入港船(B)に航路 IN するよう情報提供を行う。

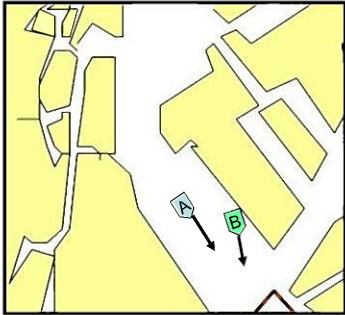
(3) 向き合う対岸での同時離着岸・回頭（大井・青海・東京国際クルーズターミナル）

向き合う対岸での同時離着岸・回頭（大井・青海・東京国際クルーズターミナル）	
【イメージ図】 	【調整内容】 （前日） ・同時離岸・回頭がないよう調整 ・離岸・着岸が競合する場合は、離岸する船舶が優先するよう調整 （当日） ・スケジュールを変更する船は、競合を回避するよう調整 ・船舶間調整 ・上記調整によっても見合い関係が発生しそうな場合 ポートルジオ（東京湾海上交通センター）から両船に情報提供し注意喚起
【対応機関】 （前日） 船社・代理店（大井・青海各グループ） ・東京湾海上交通センター・港湾管理者（ポートルジオ） （当日） 船社・代理店（大井・青海各グループ）・ 東京湾海上交通センター・港湾管理者（ポートルジオ）・水先人・船舶	【役割】 （前日） 各社が通報した運航予定を東京湾海上交通センターが集約し、管制計画を作成して、HPIに掲載。HPの情報を基に、該当する社が必要に応じ自主調整。調整結果は再度東京湾海上交通センターへ通報。 （当日） 左記関係者間で情報を共有し、調整。

- ① 原則、同時回頭を避けるような情報提供を行う（回頭準備が整った方が優先）。
- ② 時間差回頭でも、両船で泊地を閉塞しないよう注意喚起を行う。
- ③ 同時に航路 IN を避けるよう、運航状況を判断して、航路 IN 体制が整った船舶が優先する情報提供を行う。
- ④ 両船に対して、北航南航する直進船の動静情報の提供を行う。
- ⑤ 北航南航船に対して、大井・青海・東京国際クルーズターミナルの離岸船情報の提供を行う。

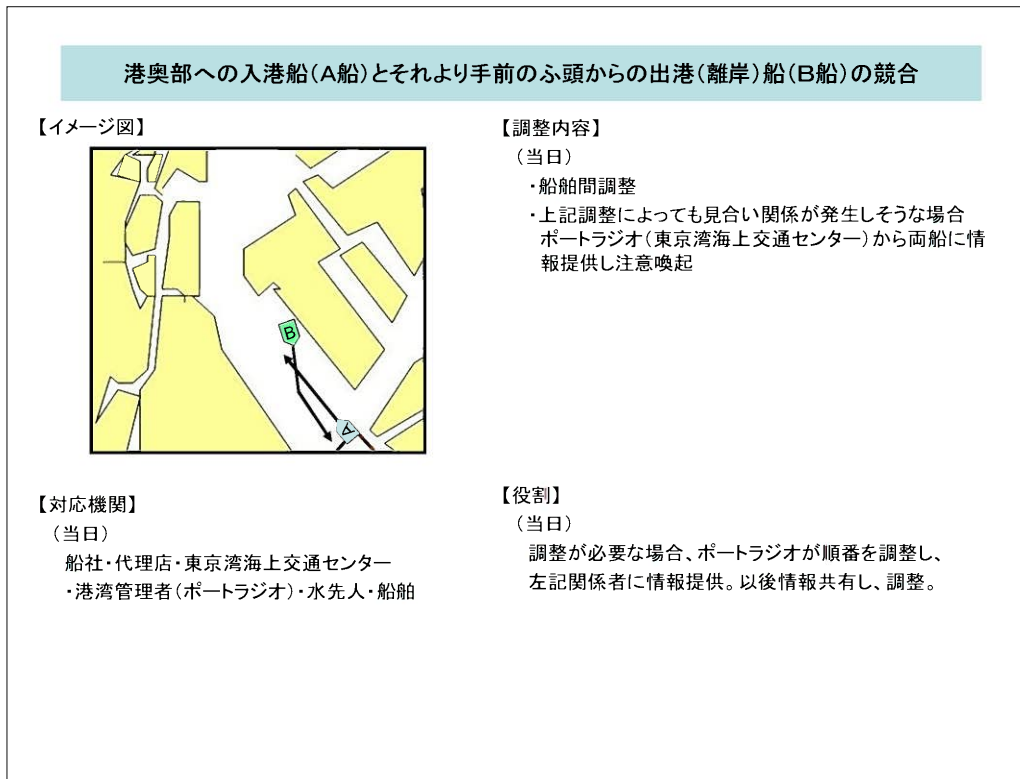
* 必要に応じ、操縦性能の優れた船舶、及び、回頭しないで離着岸する船舶を優先する旨の情報を提供する場合もある。

(4) 港奥部からの出港船とそれより手前のふ頭からの出港（離岸）船の競合

港奥部からの出港船(A船)とそれより手前のふ頭からの出港(離岸)船(B船)の競合	
【イメージ図】 	【調整内容】 (当日) ・船舶間調整 ・上記調整によっても見合い関係が発生しそうな場合 ポートラジオ(東京湾海上交通センター)から両船に情報提供し注意喚起
【対応機関】 (当日) 船社・代理店・東京湾海上交通センター・ 港湾管理者(ポートラジオ)・水先人・船舶	【役割】 (当日) 調整が必要な場合、ポートラジオが順番を調整し、 左記関係者に情報提供。以後情報共有し、調整。

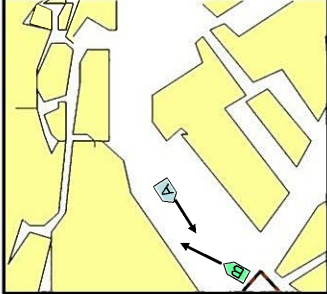
- ① 同時航路 IN を避けるため、直進船(A)の位置、スピード等を勘案して明らかに(A)船の航路 IN が先になると判断した場合。出港（離岸）船(B)に対して、(A)船が優先であることの情報提供を行う。
- ② (A)船に対して、(B)船の情報提供を行う（貴船の後に(B)船）。

(5) 港奥部への入港船とそれより手前のふ頭からの出港（離岸）船の競合



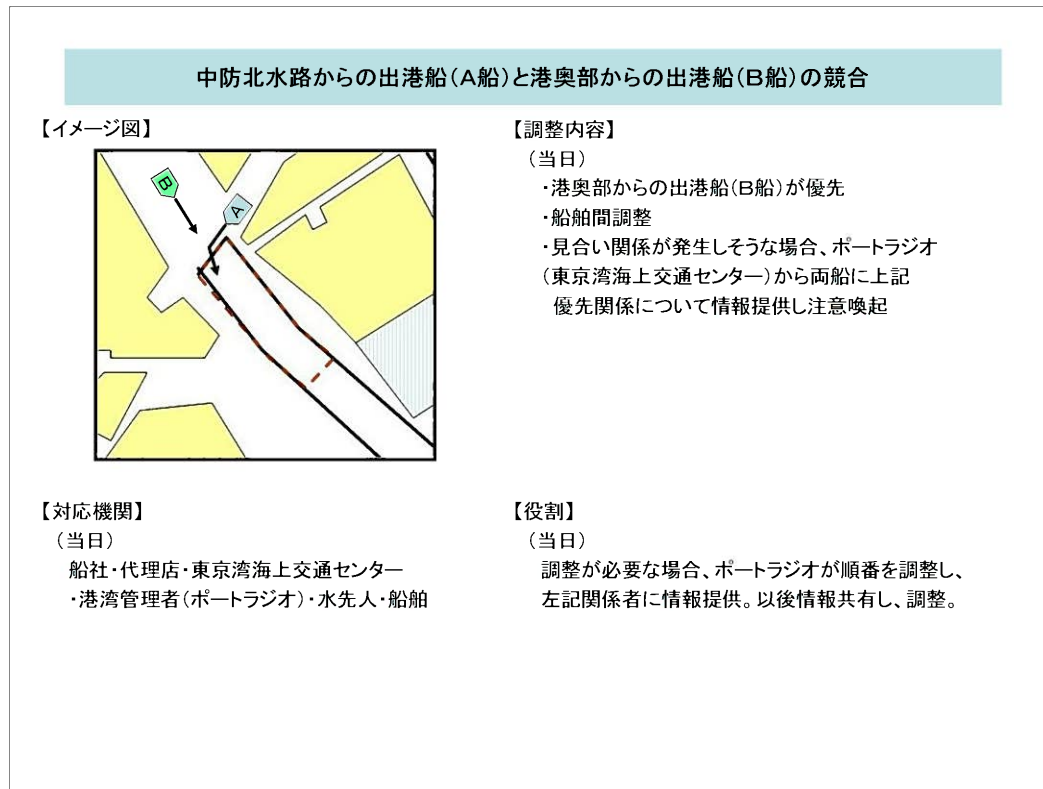
- ① 出港船(B)に対して、直進船(A)を優先とする情報提供を行う。
- ② (B)船には(A)船の行き先(バース名等)、航行スピード等を連絡する。
- ③ 見合い関係が発生しそうなときは、左舷対左舷を基本とした情報提供を行う((A)船には青海側に寄って航行、(B)船には速やかに大井側に寄ってから(A)船を行き過ぎて航路INするよう情報提供を行う)。
- ④ 右舷対右舷を希望する場合は、本船对本船(ブリッジ対ブリッジ)で直接交信するよう伝える。

(6) 港奥部からの出港船(A船)とそれより手前のふ頭への入港船(B船)の競合

港奥部からの出港船(A船)とそれより手前のふ頭への入港船(B船)の競合	
【イメージ図】 	【調整内容】 (当日) ・船舶間調整 ・上記調整によっても見合い関係が発生しそうな場合 ポートラジオ(東京湾海上交通センター)から両船に情報提供し注意喚起
【対応機関】 (当日) - 船社・代理店・東京湾海上交通センター ・港湾管理者(ポートラジオ)・水先人・船舶	【役割】 (当日) 調整が必要な場合、ポートラジオが順番を調整し、左記関係者に情報提供。以後情報共有し、調整。

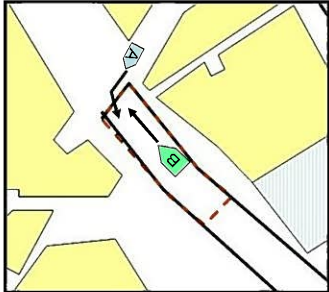
- ① 直進船(A)のスピードを勘案して、(B)船と明らかに見合い関係になると判断した場合は(A)船を優先とする情報提供を(B)船に対して行う(直進船優先を原則とする)。
- ② (A)船には、(B)船の行き先(バース名等)、上記①の情報内容を連絡する。
- ③ 見合い関係が発生しそうな場合は、左舷対左舷を基本とした情報提供を行う。
- ④ 右舷対右舷を希望する場合は、本船对本船(ブリッジ対ブリッジ)で直接交信するよう伝える。

(7) 中防北水路からの出港船と港奥部からの出港船の競合



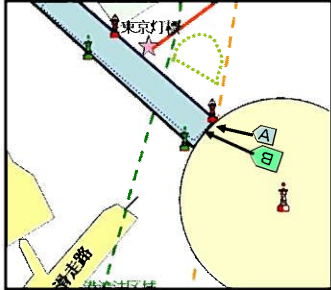
- ① 出港船(A)には、直進船(B)が優先であるので(B)船をやり過してから航路 IN するよう情報提供を行う。
- ② (A)船が離岸前であれば、(B)船の位置関係から見合い関係が発生しないと判断できるまで、シングルアップのまま待機するよう情報提供を行う(網放し業者と連携)。
- ③ (B)船に(A)船の運行状況情報の提供を行う。

(8) 中防北水路からの出港船(A船)と港奥部への入港船(B船)の競合

中防北水路からの出港船(A船)と港奥部への入港船(B船)の競合	
【イメージ図】 	【調整内容】 (当日) ・港奥部への入港船(B船)を優先させる ・船舶間調整 ・見合い関係が発生しないよう、ボートラジオ(東京湾海上交通センター)が情報提供し注意喚起
【対応機関】 (当日) 船社・代理店・東京湾海上交通センター ・港湾管理者(ボートラジオ)・水先人・船舶	【役割】 (当日) 調整が必要な場合、ボートラジオが順番を調整し、左記関係者に情報提供。以後情報共有し、調整。

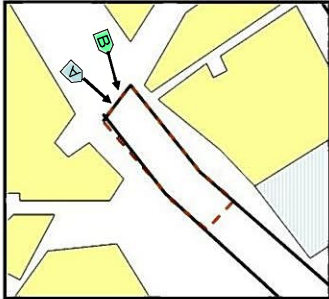
- ① 出港前連絡があった場合、出港船(A)に対して、入港船(B)が東京西航路 7-8 番ブイを通過するまで離岸させない(綱放し業者と連携)。
- ② (A) 船が離岸してしまった場合、(A) 船に対して入港船があるので航路外で待機要請。その場合、(B) 船のスピードを勧告して、おおよその待機時間を連絡する。また、(B) 船に対して、(A) 船が航路外で待機中であることの情報提供を行う(厳重な見張り、AIS 監視が必要)。

(9) 東京西航路南口付近における入出港船の競合

東京西航路南口付近における入出港船の競合	
【イメージ図】 	【調整内容】 (当日) ・船舶間調整 ・見合い関係が発生しそうな場合、ポータルラジオ(東京湾海上交通センター)から両船に情報提供し注意喚起
【対応機関】 (当日) ・船社・代理店・東京湾海上交通センター ・港湾管理者(ポータルラジオ)・水先人・船舶	【役割】 (当日) 調整が必要な場合、ポータルラジオが順番を調整し、左記関係者に情報提供。以後情報共有し、調整。

- ① 同時航路 IN を避けるため、原則、港奥部から入航時間差(1~2分)をつけて調整する。
- ② 原則以外は、出船付け、タグの有無、気象状況などを考慮して、臨機に対応する。
- ③ 船間距離が充分でない場合、又は並べ替えに危険が生じると判断した場合は成り行きの順番で入航させる。
- ④ 出港船がある場合は、必要に応じて、入港船に対して出港船が航路OUTした後の行き先等の情報提供を行う。

(10) 東京西航路北口付近における入出港船の競合

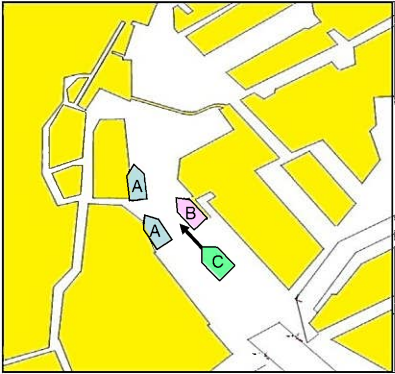
東京西航路北口付近における入出港船の競合	
【イメージ図】 	【調整内容】 (当日) ・船舶間調整 ・見合い関係が発生しそうな場合、ポートラジオ(東京湾海上交通センター)から両船に情報提供し注意喚起
【対応機関】 (当日) 船社・代理店・東京湾海上交通センター ・港湾管理者(ポートラジオ)・水先人・船舶	【役割】 (当日) 調整が必要な場合、ポートラジオが順番を調整し、左記関係者に情報提供。以後情報共有し、調整。

- ① 同時航路 IN とならないよう(A)船及び(B)船の入航調整を行う(双方のスピード、海上衝突予防法に基づき判断する)。
- ② 前記(4)と関連する場合は、直進船を優先するよう情報提供を行う。

(11)大井1号、2号バース、品川ふ頭各バース及び東京国際クルーズターミナルからの出港（離岸）する船舶（A船及びB船）と当該バース前面を通航する船舶（C船）の競合

大井1号、2号バース、品川ふ頭各バース及び東京国際クルーズターミナルからの出港（離岸）する船舶（A船及びB船）と当該バース前面を通航する船舶（C船）の競合

【イメージ図】



※C船は南航の場合も含む

【対応機関】
（当日）
船社・代理店・東京湾海上交通センター
・港湾管理者（ポートルジオ）・水先人・船舶

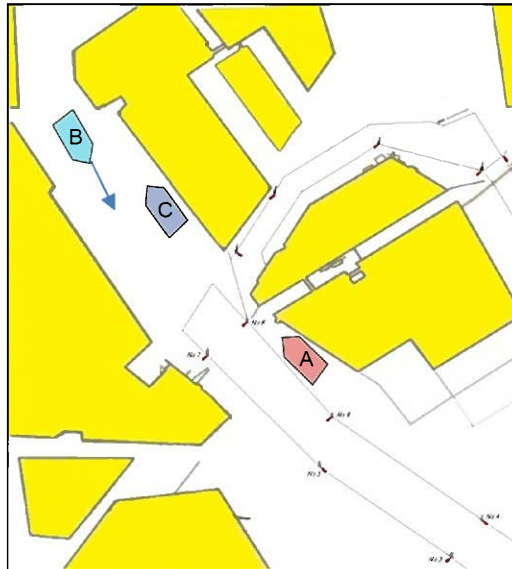
【調整内容】
（当日）
・通航船（C船）が優先
・船舶間調整
・見合い関係が発生しそうな場合、ポートルジオ（東京湾海上交通センター）から両船に上記優先関係について情報提供し注意喚起

【役割】
（当日）
調整が必要な場合、ポートルジオが順番を調整し、左記関係者に情報提供。以後情報共有し、調整。

- ① 原則として、出港船（A）及び（B）に対して、直進船（C）が当該バースを通過するまで離岸しないよう情報提供を行う（直進船のスピードを勘案しておおよその待機時間を連絡、網放し業者と連携）。
- ② （A）船及び（B）船が既に離岸・回頭中の場合は、（C）船に対して、（A）船及び（B）船が回頭終了、航行体制に入るまで当該船舶を航過しないよう情報提供を行う。

(12) 中央防波堤外側ふ頭（Ｙ２バース）からの出港船（管制船）と港奥部からの出港船の競合

中央防波堤外側ふ頭（Ｙ２バース）からの出港船（管制船）と港奥部からの出港船競合
【イメージ図】



【対応機関】

（前日）

船社・代理店・
東京湾海上交通センター

（当日）

船社・代理店・
東京湾海上交通センター・港湾管理
者（ポートラジオ）・水先人・船舶

【調整内容】

（前日）

- ・ 西航路入出航時間帯基準に沿って出港時間を調整する。

（当日）

- ・ 管制船の入出航時刻の変更の受付は、西航路入出航時間帯基準による。
- ・ Ｙ２バースからの出港船と南行船の運航をリアルタイムで調整する。

（運航調整の条件）

①Ｙ２バースからの出港船：

離岸からバース前面で回頭、航路インまでの所要時間目安（参考資料参照）を基準とする。

②港奥部（中防北水路含む）からの出港船：

西航路５－６番ブイに到達するまでの所要時間目安（参考資料参照）を基準とする。

【役割】

（当日）

調整が必要な場合、ポートラジオが順番を調整し、左記関係者間に情報提供。以後情報共有し、調整。

【考え方】

◎ 港奥部（中防北水路を含む。以下、同じ）からの出港船の西航路５－６番ブイまでの到達時間データ等を勘案して、中央防波堤外側ふ頭（Ｙ２バース）から出港する船舶の航路インのタイミングを計り、見合い関係にならないよう調整する。

○中央防波堤外側ふ頭（Y 2 バース）から (A) 船の離岸直前連絡時（スタンバイ連絡時）に、正確な西航路の航路イン予定時刻を受けた時：

1) 港奥部から (B) 船が南行する場合

- ・ (A) 船離岸時の (B) 船がレインボーブリッジ以南を航行中の場合、(B) 船を先行させる。

(A) 船に対して：(B) 船のスピード等を勘案して、離岸タイミングを伝え、(B) 船が (A) 船前面を通過後に安全な距離を保って航路インするよう情報提供する。（直進船が連続している場合は、最後尾の目標船舶を明示し、その後に続くよう情報提供する）
(B) 船に対して：(A) 船が後行することを情報提供する。（直進船が連続している場合は、(B) 船に後続する船にも同様の情報を提供する）

- ・ (A) 船離岸時の (B) 船がレインボーブリッジ以北を航行中の場合、(A) 船を先行させる。

(A) 船に対して：離岸可能である旨を伝え、(B) 船の動向情報を提供し、(B) 船が後行することを情報提供する。（必要に応じて連続する最後尾までの船舶の情報も同内容で提供する）
(B) 船に対して：(A) 船が航路インした後に (A) 船と安全な距離を保って航路インするよう情報提供する。（直進船が連続している場合は、(B) 船に後続する船にも同様の情報を提供する）

2) 港奥部の (C) 船が、(A) 船と同時刻離岸予定の場合

- ・ (C) 船の離岸直前連絡時（ノーパイ船の場合はシングルアップ時、パイロット船の場合はスタンバイ時）に、西航路 5－6 番ブイ到達が (A) 船の航路インより早い場合は、(C) 船の航路インを先行させる。

(A) 船に対して：(C) 船の 5-6 番ブイ到達時間等を勘案して、離岸タイミングを伝え、(C) 船が (A) 船前面を通過後に安全な距離を保って航路インするよう情報提供する。（直進船が連続している場合は、最後尾の目標船舶を明示し、その後に続くよう情報提供する）
(C) 船に対して：離岸可能である旨を伝え、(A) 船が後行することを情報提供する。

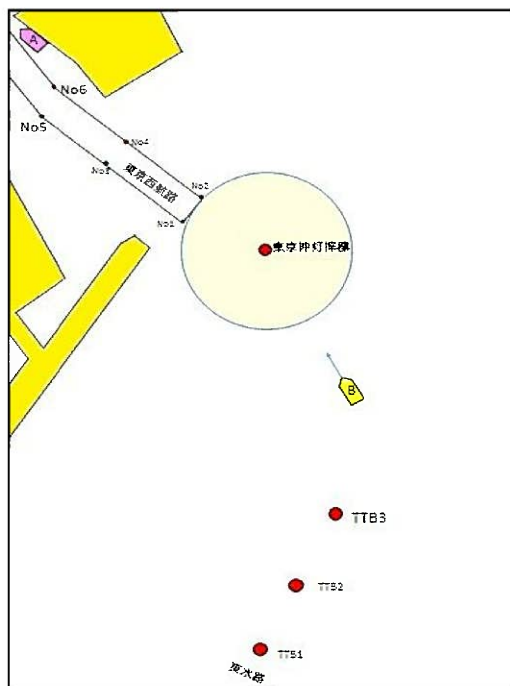
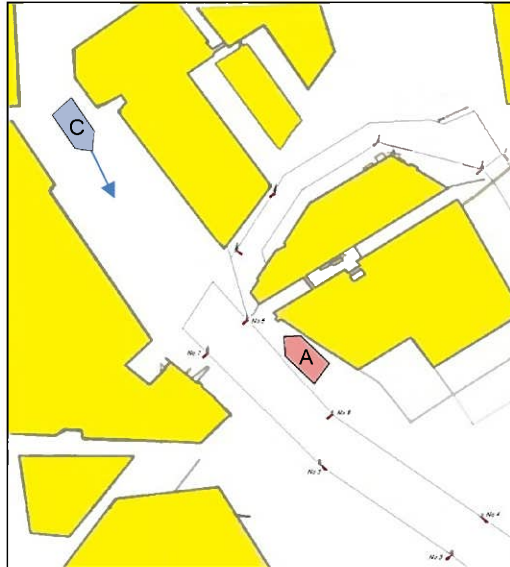
- ・ (C) 船の離岸直前連絡時（ノーパイ船の場合はシングルアップ時、パイロット船の場合はスタンバイ時）に、西航路 5－6 番ブイ到達が (A) 船の航路インより遅い場合は、(A) 船の航路インを先行させる。

(A) 船に対して：離岸可能である旨を伝え、(C) 船が後行することを情報提供する。
(C) 船に対して：(A) 船が航路インした後、(A) 船と安全な距離を保ちながら航路インするよう情報提供する。

(13) 中央防波堤外側ふ頭からの出港船（管制対象船）と入出港船の競合

中央防波堤外側ふ頭からの出港船（管制対象船）と入出港船の競合

【イメージ図】



【対応機関】

(前日)

船社・代理店・東京湾海上交通センター

(当日)

船社・代理店・東京湾海上交通センター・港湾管理者（ポートルラジオ）・水先人・船舶

【調整内容】

(前日)

- ・西航路入出航時間帯基準に沿って入出航時間を調整する。

(当日)

- ・入出航時刻の変更は、西航路入出航時間帯基準に沿った船舶に配慮したリアルタイムな運航調整を行うことを条件（※）として受け付ける。

※自由信号（F）帯で西航路の入出航船舶が連続する場合は、西航路入出航時間帯基準に沿った船舶を優先させる。

- ・中央防波堤外側ふ頭からの出港船と北行・南行船の運航をリアルタイムで調整する。

(運航調整の条件)

①中央防波堤外側ふ頭からの出港船：

離岸からバース前面で回頭、航路インまでの所要時間目安（参考資料参照）を基準とする。

②港奥部からの出港船：

西航路５－６番ブイに到達するまでの所要時間目安（参考資料参照）を基準とする。

③港奥部への入港船：

ＴＴＢ３番ブイから西航路５－６番ブイに到着するまでの所要時間目安（参考資料参照）を基準とする。

【役割】

(当日)

調整が必要な場合、ポートルラジオが順番を調整し、左記関係者間に情報提供。以後情報共有し、調整。

【考え方】

- ◎ 入出港船の西航路5－6番ブイまでの到達時間データ等を勘案して、中央防波堤外側ふ頭から出港する船舶の航路インのタイミングを計り、見合い関係にならないよう調整する。

なお、入港船が連続する場合に、西航路入出航時間帯基準に反航する船舶の運航を調整する場合がある。

①中央防波堤外側ふ頭から(A)船の出港事前連絡を受けた時：

- ・(A)船の航路イン時に同時刻の航行が予想される西航路の北行船・南行船（離岸予定船含む）情報を提供する。

②中央防波堤外側ふ頭から(A)船の離岸直前時（ノーパイ船の場合はシングルアップ時、パイロット船の場合はスタンバイ時）に、正確な西航路の航路イン予定時刻を受けた時：

1) (B)船との調整：

- ・(B)船が東京湾東水路中央3号灯標（以下、「TTB3番ブイ」という）通過している場合は、(B)船を先行させる。

(A)船に対して：(B)船のスピード等を勘案して、離岸時間及び西航路の航路イン（横切り）可能な目安になる情報を提供する（目安＝(B)船が(A)船前面を通過後に航路インさせる）。入航時間帯であるので、入港船を優先とし、航路インする際は港奥部に入港する船舶の航行を妨げないよう、情報提供する。

(B)船に対して：(A)船の出港情報を逐一提供し、(B)船が(A)船前面を通過後に(A)船が航路インすることの情報を提供する。

- ・(B)船がTTB3番ブイ通過前の場合は、(A)船を先行させる。

(A)船に対して：離岸可能である旨の情報を提供する。

(B)船に対して：(A)船の出港情報を逐一提供し、(A)船が(B)船前面を横切って航路インすることの情報を提供する。

【入港船が連続している場合】

原則として上記1)と同様の調整を行うが、水域利用の効率化と船舶航行の安全を図る観点から、次の調整を行う。

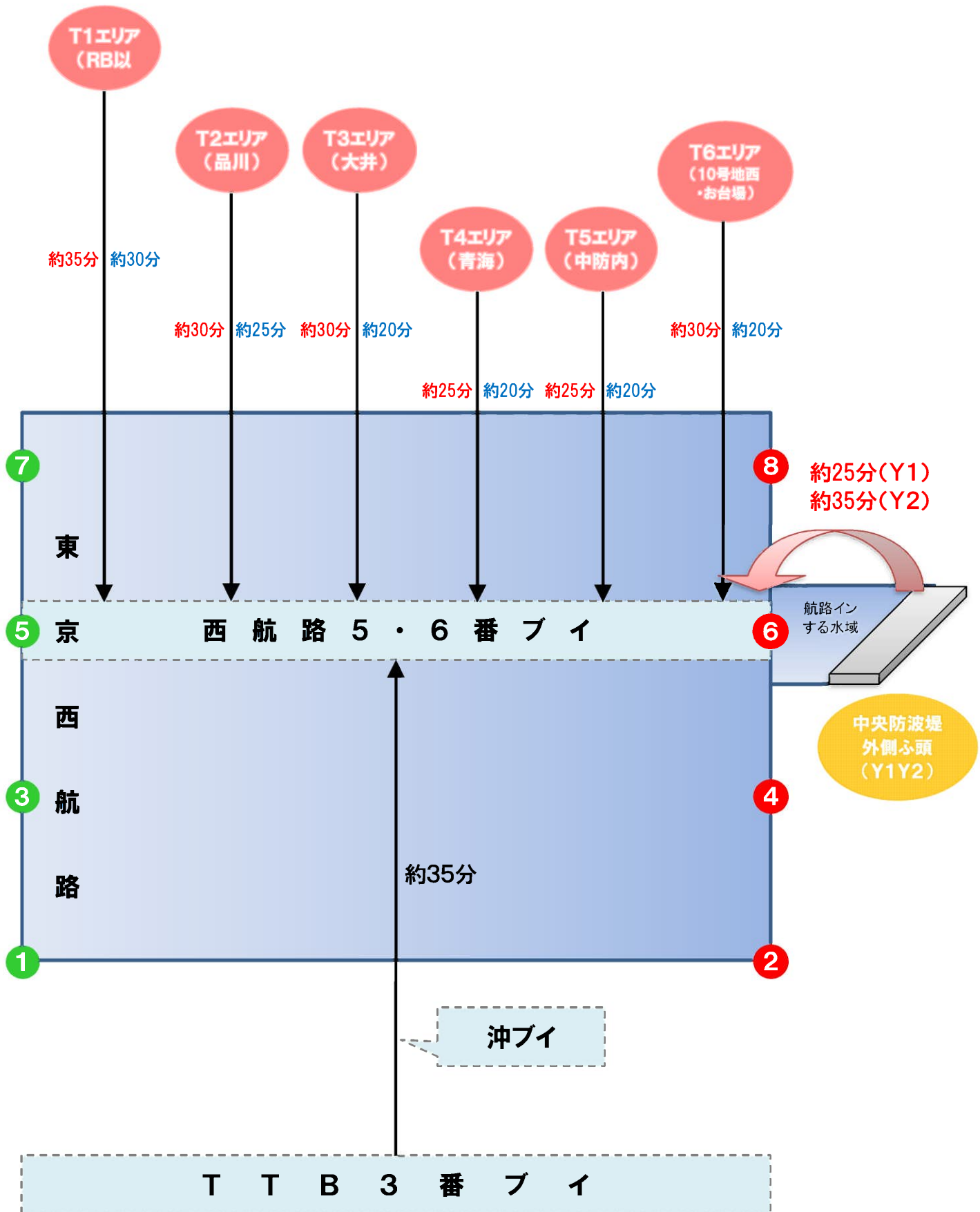
- ・西航路入出航時間帯基準における「入航」の時間帯には、(B)船群が安全に航路インできるよう、(A)船に対して指示があるまで離岸の見合わせを要請する。
- ・西航路入出航時間帯基準における「出航」の時間帯には、(A)船と(C)船との競合を調整例(12)により回避した上で、(A)船が安全に航路インできるよう、(B)船群の運航を調整する。

2) (C)船との調整：

- ・調整例(12)を適用する。

Y1・Y2前面(西航路5・6番ブイ)までの所要時間(目安)

(参考資料)



※所要時間の赤字は入船付、青字は出船付

※各埠頭エリア(離岸)から西航路防波堤までの所要時間(目安)の考え方

(西航路使用パス)東洋信号通信社の実績データ平均値 (東航路使用パス)10号地西はアンケートから、お台場は推測

※入港船は11ノットで航行の場合

※エリア位置については別添参照

(別添) エリア図

